

北九州市地域公共交通運行支援金 募集要項

1 概要

北九州市は、燃料価格高騰の影響を受ける中、市民生活に不可欠な生活交通の維持に努めている地域公共交通事業者を対象に事業継続を支援するため、地域公共交通運行支援金（以下「支援金」）を交付します。

2 支援対象事業者

北九州市内に主な営業路線がある地域公共交通事業者

- (1) 路線バス事業者（北九州市交通局）
- (2) 旅客船事業者（関門汽船株式会社）
- (3) おでかけ交通事業者（令和6年度に北九州市との協定によりおでかけ交通事業（定路線型に限る）を実施している事業者）

3 支援金の額

- (1) 令和6年4月から令和7年3月までの期間において、支援対象事業者が所有し、その事業の用に供する車両数等^{*1}に以下に定める支援単価を乗じた金額とする。

対象事業者	支援単価	
北九州市交通局	1台当たり50千円	
関門汽船株式会社	1台当たり170千円	
おでかけ交通事業者	合馬・道原地区	1台当たり10千円
	八幡南地区	1台当たり20千円
	恒見・喜多久地区	1台当たり30千円
	枝光地区	1台当たり10千円
	大蔵地区	1台当たり20千円
	東谷地区	1台当たり30千円

- (2) 1年間あたりの支援額は以下に定める金額を上限とする。

対象事業者	上限額	
北九州市交通局	4,450千円	
関門汽船株式会社	1,020千円	
おでかけ交通事業者	合馬・道原地区	10千円
	八幡南地区	20千円
	恒見・喜多久地区	30千円
	枝光地区	20千円
	大蔵地区	20千円
	東谷地区	30千円

(注) ※1 上記表の保有数の対象となる車両及び船舶は、以下のとおりとする。

- ・路線バス、及び船舶

申請時点で市域内を運行（運航）している車両又は船舶

（一般乗合旅客自動車運送事業、又は一般旅客定期航路事業に用いる車両又は船舶。都市間高速バス、及び観光船を除く。）

4 申請受付期間

令和7年6月23日（月）～令和7年7月31日（木）

5 申請方法

申請書送付先

必要書類を作成し、以下の宛先に郵送で提出して下さい。

（令和7年7月31日必着）

（送付先）

北九州市都市戦略局 都市交通政策課

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

（電話：093-582-2518）

6 申請に必要な書類

（1）申請に必要な書類

- ① 地域公共交通運行支援金交付申請書（様式第1号）
- ② 地域公共交通運行支援金 金額算定表（様式第1号の別紙1）
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 法人・団体の役員等名簿（様式第3号）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
- ⑥ 申請日時点における車両数等が確認できる書類
例）車検証、事業計画書、移動円滑化基準適用除外認定書、等

（2）申請時の留意事項

- ・申請に係る経費は、申請事業者の負担となります。
- ・必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ・提出された申請書類は、返却しませんので、控用にコピーを保管してください。
内容について問い合わせさせていただく場合があります。

7 その他注意事項

- （1）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に定めるものをいう。以下同じ。）又は暴力団（同法同条第2号に定めるものをいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと、及び法人その他の団体であって、その役員等が暴力団員ではないこと。（支援金の決定にあたって、必要な官公庁へ照会を行います。）
- （2）申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合は、支援金を返還いただくほか、法的責任を問われることがあります。

8 問い合わせ先

北九州市都市戦略局 都市交通政策課

電話：093-582-2518（平日：9：00から17：00）